

広報 あかいけ

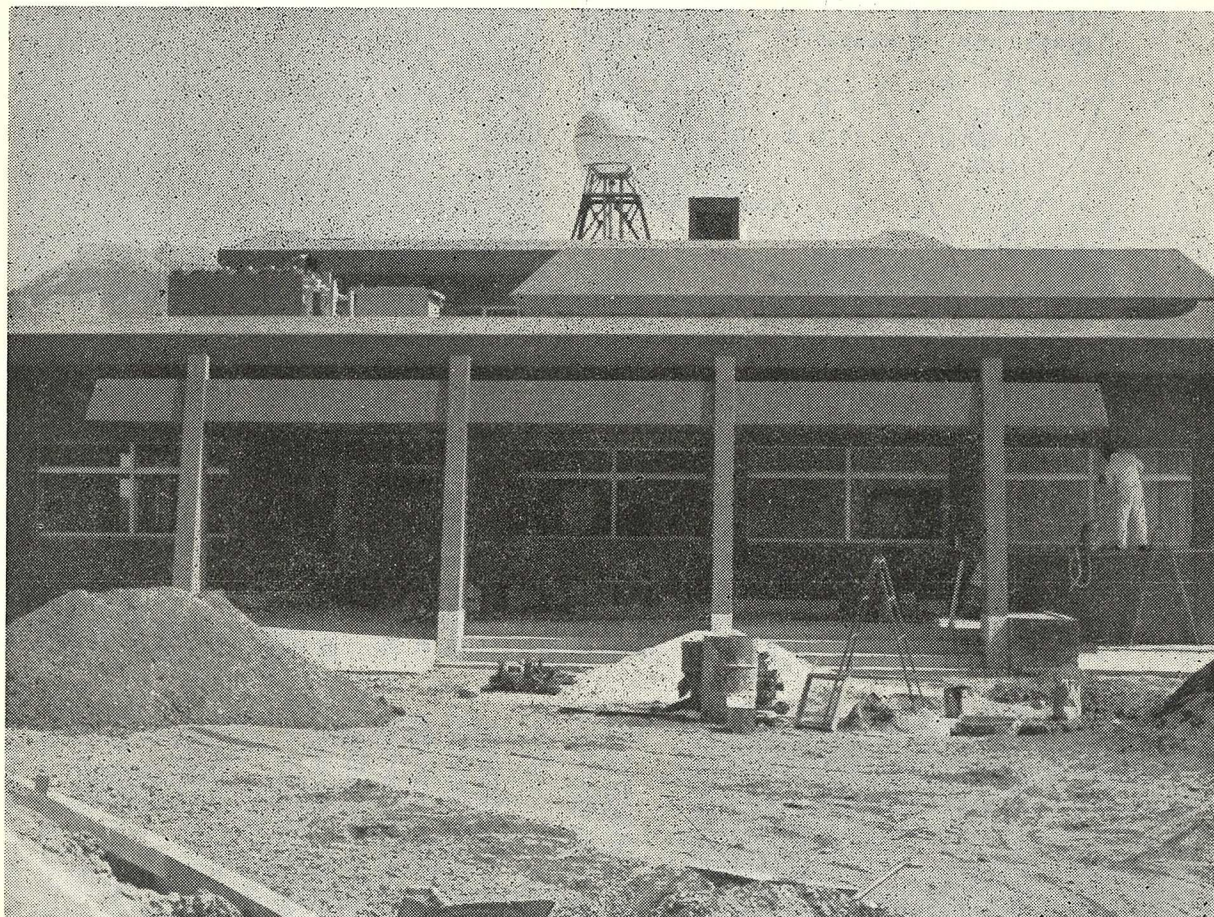
発行所 赤池町役場 編集 総務課 文書広報係

No.160号

町の人口

(51年2月末日現在)

男	4,427人
女	4,841人
総人口	9,268人
世帯数	2,854世帯



～ 赤池町福祉センター完成間近し ～

昭和五十年年度の赤池町の大きな事業として、福祉センターが四月下旬に落成されます。

開設は五月一日頃がオープンの予定です。住民が念願していましたが福祉センターは、一億二千七百五十四万七千円の事業費です。

敷地面積二千五百七十五平方メートルで建坪約千平方メートルです。

鉄筋コンクリート二階建てで赤池町の高台に建設され、赤池町を眼下に見おろす景色はすばらしいものがあります。家族そろって一日を過ごすにも良い所です。

老人達の集いの場所にもなり、ゆっくり風呂に入って世間話に花をさかせ、住民の話し合いの場がもう一ヶ所出来たと言っても過言ではないと言えます。

地方財政の困窮する中でこのような立派な建物が出来たのは他の町村に比較すれば大変よろこばしいことだと思えます。

赤池町を明るく住みよい町にするには、まず環境を整備し、将来に向っての田園都市を作るには住民の皆さんのご理解とご協力を切にお願いし、よりよい行政の出来る町にすることが、住民の暮らしを明るく豊かにすることではないでしょうか。

わが町に又一つの新しい名所が出来ました。

住民の皆様の協力で福祉センターを充分に使用され明るい家庭を築いて下さい。

昭和五十一年度

赤池町一般会計予算決る！

昭和五十一年度赤池町一般会計予算は、三月二十三日の本会議で可決されました。本年度の予算はいまだにない苦しい財政の中から組まれた予算です。

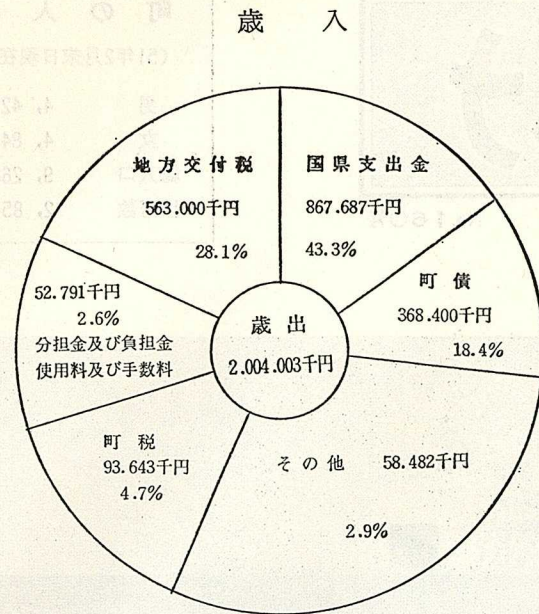
赤池町財政再建委員会が答申をされ赤池町再建団体から脱却すべくその苦慮はまればであります。

地方公共団体の機能を維持し、住民福祉行政を充実するにも、現状から観望するならば、困難とも思われます。住民の皆様の御理解

と御協力を特にお願ひします。

歳入について

町税については、前年度より若干の増額です。地方交付税においては、約八千六百万円の増額を見込んでおります。国庫支出金においては、一般交付、緊要、産業地域開発就労、特定地域開発就労、において、駐車場整備、総合グラウンド、ボタ山の処理の各事業を行う予定です。



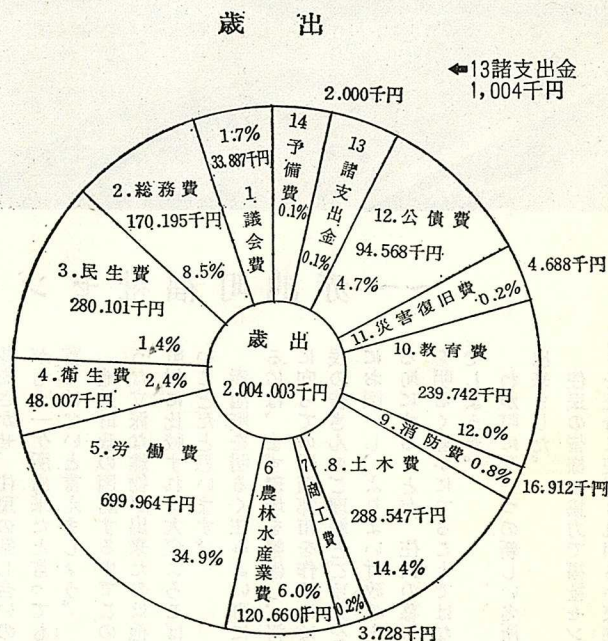
歳出について

1款、議会費は三千三百八十八万七千円です。内容は、議会関係の経費です。2款、総務費は一億七千九百五十万五千円です。

内容は、総務管理費、会計、税務、企画、戸籍住民登録費、選挙費、統計費、監査費等の経費が組まれています。3款、民生費は二億八千九百一十萬一千円です。内容は、社会福祉費、同和対策費、社会福祉施設費(老人ホーム)、国民年金事務費、老人福祉費、不良環境地区改善費、その他社会福祉費の経費が組まれています。

4款、衛生費は四千八百八十四万四千円です。内容は、下田川衛生組合負担金や保健衛生費の経費が組まれています。5款、労働費は六億九千九百九十六万四千円です。内容は、失対緊要、産業地域開発就労、特定地域開発就労事業等の関係経費が組まれています。6款、農林水産業費は一億二千六十六万四千円です。内容は、農業振興同和対策費、国土調査費その他農林水産業費等の経費が組まれています。

7款、商工費は三百七十二万八千円です。内容は、商工振興費、観光費等の経費が組まれています。8款、土木費は、二億八千八百五十四万七千円です。内容は、上野橋架設



替費、道路舗装工事費、住宅団地造成費、その他土木関係経費が組まれています。9款、消防費は一千六百九十一万二千円です。内容は消防費の関係経費が組まれています。10款、教育費は二億三千九百七十四万二千円です。内容は上野小学校費、市場小学校費、赤池中学校費、教育委員会費、公民館費、町民会館費、社会教育費、保健体育費等の関係経費が組まれています。

上野小学校費の内には危険校舎改築工事が計上されています。又学校給食センター費も教育費の内計上されています。11款、災害復旧費は四百六十八万八千円です

内容はボタ山防災事業費関係の経費が組まれています。12款、公債費は九千四百五十六万八千円です。内容は赤池町が各事業をするときに、国からお金を借りて事業をした経費の償還元金と利子が組まれています。13款、諸支出金は百万四千円です。内容は住宅改修資金金計への繰入金です。14款、予備費は二百万円です。内容は年度末決算期における資金の不足するとき又は不慮の支出が発生したときに充当する経費です。以上が昭和五十一年度赤池町一般会計予算の概略です。

『無隠元晦大和尚
塔碑文の拓本保存成る』

三月十六日、興国寺の北側山中にある、元晦大和尚塔碑文及び五位小笠原近江守源貞正室小笠原媛子碑文が初めて赤池町誌編集主宰太田辰五郎氏によって拓本保存されました。

太田辰五郎氏は、拓本の講習を受けられ、町内にある歴史的に貴重な碑文を順次拓本保存されています。

金属や石、あるいは木等に刻まれた文字や図も長い年月が過ぎれば、自然現象で老朽し、写真でも肉眼でも解読するのは困難です。拓本にて、保存すれば、文字も明確に解読することができ、又自然現象等で貴重な碑文が滅失しても、写しとして残ります。又拓本を写真にとれば、書物にも掲載することができ、わざわざ碑

文のある現場まで、赴かなくてもその内容について拓本である程度審議できるという利点があります。

町内の皆様も御承知の通り、本町では、「赤池町誌」の編集事業を進めています。編集にあたっては、各委員の方々の資料の収集等で編集業務が難航しています。

もし住民の皆様の中で、古文書古い写真又は出土品等の歴史的資料に關係のある物品を御存知であれば、編集委員又は、役場企画室までお知らせ下さい。

又、町史編集委員は次のようになつています。

編集委員長 加治 馨
主宰 太田辰五郎
編集委員 植田 辰生
清原 繁夫
久原 弘
熊谷 信孝
仲島 利昭
長谷川 碩二
早川 保久
原田 悟
久永 栄
松井 一雄
横山 悌二
吉本 実
(アイウエオ順)



赤池町商工会青年部が
カーブミラーを贈呈す
る！！

赤池町商工会青年部(部長 原野武彦氏)が赤池町から交通事故をなくそうと町角にカーブミラーを取り付け贈呈されました。

住民の皆さん、日頃から交通事故をなくすように一人一人が注意し、お互いに注意の言葉をかけあえば、ある程度の交通事故は防ぐことができると思います。

町商工会青年部(会員二十七名)は、率先して、交通事故撲滅に協力していますので住民の皆様の御協力をお願いします。

明るく、美しい、住みよい我が町を作りましょう。

町立病院からのお知らせ

津江院長は、三月三十一日付で退職となりました。新院長は、紫村実先生(内科担当)が四月一日から就任しました。

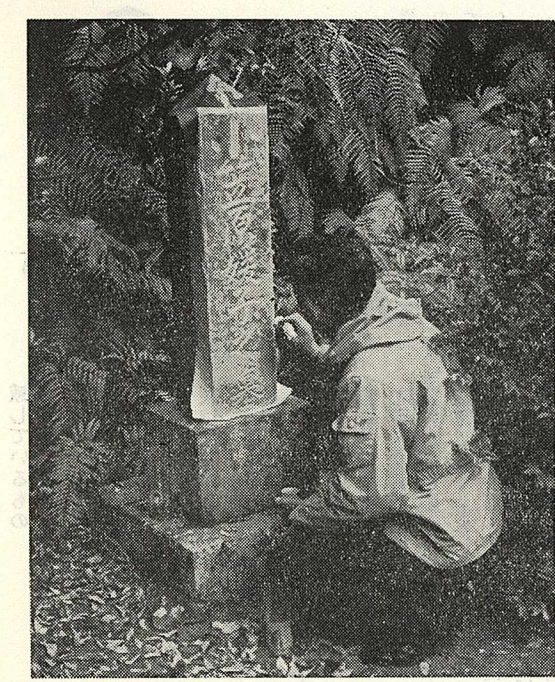
四月からの町立病院の医師は次のとおりです。

内科、院長、紫村実先生、内科医長、陳徳文先生、久留米大学第二内科(毎週金曜日)

外科、外科医長、安藤康行先生、九州大学第一外科(現在のところ毎週、月、水、金、土曜日)検査等が必要の方は、できるだけ午前中においで下さい。(午後は、病棟廻診、手術等が予定されています。)

● 詳しい事は、町立病院にお問い合せ下さい。

電話 二〇八三番 二二三七番



写真左は、無隠元晦大和尚塔碑の拓本 右は、小笠原媛子の墓

写真下は、カーブミラーを設置する商工会青年部員

写真左は、無隠元晦大和尚塔碑の拓本 右は、小笠原媛子の墓



赤池町印鑑条例

新しく赤池町印鑑条例が三月定例議会で可決されましたので住民の皆さんのご理解をお願いいたします。

イ 窓口受付について

印鑑証明を求めるときは、交付申請書に必要なことを記入して窓口提出して下さい。(前は口頭で申請していた)

ロ 委任状について

印鑑の登録申請をするとき又は印鑑証明交付申請をするときは、印鑑持参のうえ、本人自ら出頭し申請書により申請しなければなりません。なお、申請者がやむを得ない理由により出頭することができないときは、保証人二名の署名押印した委任状を添え代理人により申請することができます。代理人の印鑑も必要です。

親子、夫婦でも委任状が必要です。

ハ 印鑑の規制について

次に該当する印鑑は登録できません。

- (1) ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) ふちのないものや、き損、摩

減しているもの
(3) 印影の大きさが七ミリ正方形に収まるもの又は、印影の大きさが二センチ正方形に収まらないもの

◇ 印鑑登録証明書は、個人の財産を左右するので、印鑑を盗まれたり、粉失したりしないよう大切に保管してください。

◇ 登録する印鑑は、一人一個しか登録することができません。親子、夫婦でも別の印鑑でないと登録することができません。手数料がつかないように四月一日より改正されました。

- (1) 住民票の写 七十円
- (2) 印鑑登録証明書 七十円
- (3) 閲覧、その他の証明 七十円



昭和五十一年度

固定資産税

第一期分の納期延長について

固定資産税第一期分納期は例年四月一日から同月三十日までと定められておりますが、昭和五十一年度固定資産税第一期分については五月一日から同月三十一日まで納期の延長をいたしましたので、納税者の皆様にお知らせいたします。

固定資産税は三年に一度価格の評価替えをおこないますが昭和五十一年度はその年に当り、その課税について地方税法の一部改正がおこなわれたために納期を延長したものです。



赤池町災害対策本部 条例が制定される!!

この条例は災害対策基本法に基づき町条例を制定し防災の推進を図るために制定したものです。

この条例は、災害発生時の組織の充実に及び住民を災害から守るために職員を指揮監督し災害発生時における仕事の範囲を示し少しでも災害から住民を守るものである。

正しい犬の飼い方を しましょう

最近、犬による被害が福岡県内に相ついで発生し、大きな社会問題となつています。

我が子のように可愛い犬でも飼う方を誤ると人にかみついたり田畑を荒したりして大変人に迷惑をかけます。

犬を正しく飼うにはつぎのようなことを守りましょう。

- 1 畜犬登録をうけましょう。
生後九十一日以上犬は毎年一回役場に登録し、鑑札をうけ犬の首輪につけて下さい。
- 2 狂犬病予防注射をうけましょう。

狂犬病はいつたん発病すると絶対に助からない最も恐ろしい人畜共通の伝染病です。

犬には必ず年二回(春、秋)の狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票を首輪につけて下さい。

3 犬はつないで飼い、毎日引綱で運動させましょう。

4 犬は絶対にすてないこと。不用犬は子犬、親犬でも役場または、保健所に届け出、ひきつけて下さい。(遠方のところはこの限りでない)犬をすてるとは危険な野犬をふやす最大の原因となります。

5 こう傷癖のある犬は必ず口輪をするか、つないで下さい。犬舎の破損しているものは、修理をして犬がとび出ないようにしましょう。

6 犬はエサとすみかがあればすみつきやすい。空家、床下など犬がはいりこみやすいので犬が入らぬようにふさいで置いて下さい。

昭和51年度前期の巡回交通事故相談について

交通事故被害者の手軽な相談相手となられる巡回交通事故相談が今年も次の通り実施されますので住民の皆様、ご利用ください。

巡回交通事故日程 (昭和51年5月～9月)

5 月			6 月			7 月			8 月			9 月		
12	水	直方市	9	水	直方市	14	水	直方市	11	水	直方市	13	月	直方市
26	水	田川市	23	水	田川市	28	水	田川市	25	水	田川市	29	水	田川市

各開設場所

直方市市民相談係

電話(〇四三)二一〇五五〇

田川市役所会議室

電話(〇四七)四一〇〇〇

各開設時間

自午前十時～至午後四時